

稲城市中小企業勤労者福祉サービスセンター

選択事業補助（カフェテリアプラン）のご案内

会員が心身の疲労回復、自己研鑽等に係る費用を予算の範囲内で補助します。
旅行、自己研鑽等により健康増進・リフレッシュをして、申請してください。

- 1 補助額上限 5,000円/会員1人・年度内
- 2 対象者 会員のみ
- 3 対象期間 3月から翌年2月末日までに利用したもの
※会員となった日以降の利用が対象、また申請時に会員であることが必要。
- 4 申請期間 4月から翌年2月末日まで
※利用料金が5000円を超えるものは随時申請、
超えないものについては、超えた時点(合算可)で申請してください。
※申請期限までに5000円を超えない場合も申請できます。
ただし、補助額は利用料金と同額となります。

5 補助対象事業 主なものは下表のとおりです。お問い合わせは ICS まで。

	(補助対象事業)	(補助の対象とならない事業)
旅行(日帰り旅行や テーマパーク利用料含む)	ツアー代、宿泊費、テーマパーク利用料 運賃・レンタカー代 《ガソリン代、高速代含む。ただし旅行に要 したものとわかる証明書の添付が必要。 (例)レジャー施設の半券・領収書など。》 キャンプ場・バーベキュー場などの利用料、 旅行先のアクティビティ代(スキーリフト代 など)等	旅行以外の交通費や駐車場代 宿泊費等で基本料金に含まれない (追加注文などの)飲食代
健康維持、リフレッシュ	スポーツ施設、マッサージ、日帰り温泉利用 代、エステ、家事代行に係る費用等	美容院、床屋代
歴史、学術、芸術、 スポーツ等の観戦観賞	拝観料、映画、演劇、博物館、美術館、 コンサート、スポーツ観戦等の入場料 オンラインライブ鑑賞費用	鑑賞に必要な電子機器や Wifi 環境 整備にかかる費用
自己研鑽	習い事、資格取得に係る受講料	教材費、書籍代
その他	ICS で購入した幹旋チケット (例)極楽湯多摩センター入浴券	金券等購入、物品購入。

6 申請書に添付が必要な帳票等

- 領収書(キャッシュレス支払い等で領収書がない場合は支払日、金額等明細が確認できる書類が必要)
- コンサートチケット等(原本の保存を希望する時はコピーと原本をご用意ください。原本の確認をした後返却します)

7 申請書提出先、問い合わせ先

〒206-0801

稲城市東長沼2112番地の1 稲城市地域振興プラザ3階 稲城市中小企業勤労者福祉サービスセンター(ICS)

TEL : 042-378-2200